

令和 3 年 5 月 28 日

各実地演習実施機関 御中

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会
委員長 比留間 康昌
(職印省略)

実務修習実施期間の重複期間における指導体制について (お願い)

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は実務修習の運営に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当委員会では、令和 2 年 10 月 13 日付の実務修習業務規程一部改正により、第 15 回実務修習等の実施時期の変更を行いました。これにより、第 15 回実務修習を令和 3 年 3 月 1 日から開始した一方で、第 16 回実務修習は通常どおり令和 3 年 12 月 1 日より開始することを予定しております。

このため、第 15 回実務修習と第 16 回実務修習の実施期間が 3 か月間重複します(令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日)。実務修習業務規程第 24 条第 2 項第 1 号の規定により、「1 人の指導者当たりの修習生の数を、原則として 5 名以内とすること。」と定められているところ、各実地演習実施機関におかれましては、第 16 回実務修習生の新規受け入れを行う場合、上記重複期間において、同規定に抵触することがないように、指導鑑定士の人数の確保等の対応を行っていただき、引き続き適切なご指導に努めていただきますようお願い申し上げます。

ただし、実地演習実施機関における指導鑑定士の確保の対応が著しく困難である場合等においては、同規定の特例措置として、下記の対応を行います。特例措置の適用が必要となる実地演習実施機関におかれましては、下記のとおり、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 実務修習業務規程第 24 条第 2 項第 1 号の規定に係る特例措置の内容

令和 4 年 2 月 28 日を実務修習期間の満了日とする修習生 (第 15 回 1 年コー

ス、第 14 回 2 年コース、それ以前の実務修習期間延長者) を受け持つ指導鑑定士について、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの期間に限り、上記修習生の人数とは別に、第 16 回実務修習生を新たに 5 名以内で受け入れ指導することを認める。

2. 特例措置の適用が認められるための条件

次の①及び②の条件を満たすこと。

- ① 実地演習実施機関における指導鑑定士の確保の対応が著しく困難である場合等のやむを得ない事由があり、本会指定の実務修習業務規程第 24 条第 2 項第 1 号の規定に係る「[実務修習業務規程第 24 条第 2 項第 1 号の規定に係る特例措置申請書](#)」(以下、「特例措置申請書」という。)を、後記 3.の要領により本会に提出すること。

※ 上記リンクより、「特例措置申請書」をダウンロードのうえ、ご利用ください。

- ② 上記①の特例措置申請書について、実務修習運営委員会の了解を受けること。

3. 特例措置申請書の提出要領

(1) 申請事項

- ① 実地演習実施機関名
- ② 所在地
- ③ 代表者氏名
- ④ 指導鑑定士の人数の確保等の対応が困難である理由
- ⑤ 修習生 5 名を超えて指導する指導鑑定士の氏名
- ⑥ 適切な指導を維持するために講ずる具体的な方法

(2) 提出期限

令和 3 年 7 月 16 日 (金) まで

(3) 提出方法

- ① 郵送 (書留) により、本会実務修習担当課宛に申請してください。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9 階

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課宛

- ② 封筒の表面には、朱書きで「特例措置申請書在中」と記載してください。

以 上